

氷見市地域防災計画（総則、地震・津波災害編）の改定案の概要

令和7年5月 地域防災課

国の防災基本計画や「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方」、県の「令和6年能登半島地震に係る災害対応検証報告書」や「県地域防災計画」の改定内容等を基礎資料とし、本市が建物の倒壊や道路の陥没、断水など甚大な被害を受けたことを踏まえた地域防災計画改定案としている。

また、当計画には、令和6年能登半島地震発生後の市災害対策本部の開催状況や、本市が受けた支援、令和6年能登半島地震に係る被災者支援・復旧復興ロードマップの内容を盛り込んでいる。

主な修正内容

第1編 総則

- (1) 避難生活における良好な生活環境の確保 【P6】
 - ・避難所で確保すべき生活環境を指標として定めた国際基準「スフィア基準」が満たされるよう避難所の環境改善に取り組む。
 - ※国のガイドラインに沿った避難生活の改善とともに、関連死を防ぐ取り組み目標
- (2) 市民への速やかな情報伝達 【P6】
 - ・防災行政無線放送だけでなく、文字情報のLINEやCATV放送、防災アプリ等を利用する。

第2編 地震・津波対策編

- (1) 建築物の耐震化、耐震不燃化の促進 【P2、P3】
 - ・落下物・ブロック塀対策
 - ・電気火災対策として感震ブレーカーを普及啓発する。
- (2) 「避難確保計画の作成」及び「訓練実施結果報告書の提出」【P5】
 - ・浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設管理者は、作成した計画に沿った避難訓練を毎年1回以上実施し、「訓練実施結果報告書」を市へ提出する。
(水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)
- (3) 地盤改良、液状化対策工法の推進 【P5～P6】

令和6年能登半島地震では、北大町や栄町、間島地区をはじめ、市街地北部を中心に沿岸部で液状化現象が発生し、住宅が倒壊するなど大きな被害が発生したため、市は、次の対策を推進し、液状化災害の危険性を低減する。

 - ・液状化に関する知識の普及
 - ・土木施設構造物の対策
 - ・建築物や地下埋設物の対策

- (4) **緊急避難場所・避難所の確保** 【P45～P50】
 - ・指定避難所の生活環境が良好であるよう空調設備や洋式トイレの整備に努める。
 - ・パーティションや段ボールベッド等簡易ベッドを備蓄し、居住空間を確保する。
- (5) **緊急避難場所及び指定避難所の速やかな解錠** 【P50】
 - ・沿岸部の緊急避難場所に震度5弱以上の揺れを感知すると自動で解錠する無電源機械式の鍵保管ボックスを設置。
 - ・各指定避難所の速やかな解錠のために鍵保管ポストを設置。
- (6) **地震・津波発生時は原則として徒歩避難** 【P51～P53】
 - ・避難行動に支援が必要な人の避難には、「個別避難計画」を作成し、車の使用はやむを得ないものとする。
- (7) **災害ボランティア活動の支援** 【P64～P67】
 - ・ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係団体と連携体制の構築を図り、活動環境の整備を図る。
- (8) **地区防災計画に基づく自主防災組織の強化** 【P77～P80】
 - ・地区の特性をよく知っている住民自身が地区防災計画を策定し、防災訓練を実行、問題点や課題の見直しを繰り返し、年々進化・充実を図る。
- (9) **個別避難計画の作成促進** 【P85、P86】
 - ・福祉専門職と連携し、避難方法や避難場所、支援を行う者等を記載した計画作成を進める。
- (10) **警戒配備体制及び非常配備体制** 【P92～P96】
 - ・災害対策本部の設置基準を現行の震度6弱以上から震度5強以上へ変更。

氷見市地域防災計画改定の基礎資料

- ・令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方(報告書)(令和6年11月)《中央防災会議 防災対策実行会議 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ》
- ・避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(令和6年12月改定)《内閣府(防災担当)》
- ・令和6年能登半島地震に係る災害対応検証報告書(令和6年12月)《富山県》

※ 今回の氷見市地域防災計画の改定では、「第1編 総則」内の地震による被害想定及び「風水害及び火災対策編」、「雪害対策編」、「原子力災害対策編」の修正は行っておりません。